

(財) 岐阜県地域女性団体協議会へ委託
講演会、講座、紙芝居、ワークショップなど広く男女共同参画の推進に寄与するものについて企画を募集し、採択した事業について、委託先とサポーターが協働して事業を実施

・募集期間

平成 17 年度一年 2 回募集予定
(第 1 回…4～5 月、第 2 回…7～8 月)

男女共同参画推進員制度

兵庫県県民政策部地域協働局男女家庭課
TEL 078-362-3160
FAX 078-362-5035
メールアドレス ks_danjokatei@pref.hyogo.jp
ホームページ http://web.pref.hyogo.jp/danjyo/

① 目的

社会のあらゆる分野において、県民と行政が一体となって男女共同参画を着実に推進するためのキーパーソンとして、地域及び企業・労働組合等に設置し、男女共同参画に関する普及啓発活動等を行う。

② 制度の概要

・対象者

県内在住の成人男女（地域推進員）、労働組合員・企業従業者（企業推進員）

かつ、地域・職場等において男女共同参画社会づくりに向けた情報の収集・提供、啓発活動等に取り組む意欲の有る者

・対象事業

- ① 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報収集・提供
- ② 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政施策の推進に協力
- ③ 男女共同参画社会の形成に関する各種相談等に対して専門機関等を紹介 等

・制度の内容

- ・推薦または応募のあった者に対し知事から委嘱する。
- ・推進員の任期：2 年
- ・H14 から開始、現在第 2 期推進員（H16～17）の 2 年目
- ・地域推進員
 - ① 地域単位での活動を円滑に行うために、地域ごとに男女共同参画推進員連絡会議を設置（推進員は原則として推進連絡会議に所属）
 - ② 活動費として 1 人 1 ヶ月あたり 1,000 円を支給

・募集期間

原則 2 年に 1 回
ただし、設置数（地域 200 人、企業 140 人）割れの場合随時募集

③ その他特記事項

- ・第 1 期：H14～15（地域 183 人、企業：139 人）

男女共同参画推進員事業

香川県総務部青少年・男女共同参画課
TEL 087-832-3197
FAX 087-831-1165
メールアドレス seishonen@pref.kagawa.lg.jp
ホームページ

① 目的

地域の推進リーダーとして、各市町に男女共同参画推進員を配置し、地域での男女共同参画の推進活動と行うこと、住民と市町と連絡調整等の役割を担う。

② 制度の概要

推進員の人数：市 各 3 名 町 各 2 名
任期：2 年（再任可）
推進員の研修：全体研修 1 回、地域別研修 1 回
各市町に推薦を依頼し、知事から推進員を委嘱する。

男女共同参画地域リーダー養成配置事業

宮崎県地域生活部青少年男女参画課
TEL 0985-26-7040
FAX 0985-32-4464
メールアドレス seishonen-danjo@pref.miyazaki.lg.jp
ホームページ
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/chiiki/index_danjo.html

① 目的

地域における男女共同参画社会づくりの中心的役割を担う地域リーダーを市町村ごとに養成・配置し、県、市町村、県民及び各種団体等が連携を強化することにより、地域の特性に応じた主体的な取組を展開し、全県的な男女共同参画の一層の充実を図る。

② 制度の概要

- ・地域リーダーの養成
対象者は、男女共同参画を積極的に推進する意欲を有する者で市町村長が推薦する者（市 2 名、町村 1 名）に対し、養成研修を行う。
- ・地域リーダーの配置
養成研修を修了した者を、地域リーダーとして委嘱する。（任期 3 年）
- ・活動内容
 - ① 県民及び各種団体等に対する男女共同参画社会づくりに関する情報提供、啓発活動及び助言
 - ② 県及び市町村が実施する男女共同参画施策等に対する支援・協力
 - ③ 男女共同参画の推進を妨げる行為等に関する関係機関への連絡等
 - ④ その他男女共同参画社会づくりの推進に資する活動

④ トップセミナー

男女共同参画を考える市町村等トップセミナー

岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課
TEL 019-629-5346
FAX 019-629-5354
メールアドレス AC0006@pref.iwate.jp
ホームページ http://www.pref.iwate.jp/~hp0313

① 目的

男女共同参画社会づくりに対する理解を深め、また、本県の市町村地域における男女共同参画の取組みを推進するために、市町村長をはじめ、商工業、農林水産業、福祉等の関連団体のトップ等を対象として開催するもの。

② 制度の概要

・対象者

市町村長、市町村議会議長、市町村教育長、商工会議所・商工会・中小企業団体・農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・社会福祉協議会等の長等

・制度の内容

(平成16年度)

- ・第1回ヌエックの会による寸劇
- ・講演：岡沢憲英氏（早稲田大学教授「少子高齢化と男女共同参画」）

ひとひと 男と女・ハーモニートップセミナー

茨城県知事公室女性青少年課

TEL 029(301)2178

FAX 029(301)2189

メールアドレス josei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/josei.htm>

① 目的

男女共同参画の推進について、特に企業や団体、市町村のトップを対象とした意識啓発を行うことにより、職場や地域での理解と認識等を深める。

② 制度の概要

・対象者

企業経営者、団体の長、市町村長等

・事業の内容

- ひとひと
・男と女ハーモニー功労表彰
- ・基調講演
- ・取組事例発表
- ・情報交換会など

③ その他特記事項

毎年度、県条例で規定した男女共同参画推進月間である11月に開催

経営者懇談会

東京都東京ウイメンズプラザ

TEL 03-5467-1711

FAX 03-5467-1977

メールアドレス womens@tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp>

① 目的

雇用の分野における男女平等参画を促進するため、事業者団体への情報提供を行うとともに、事業者や人事担当者等が意見交換を行う場として、事業者団体との連絡会を開催する。

② 制度の概要

・対象者

一般都民

・制度の内容

基調講演及び企業経営者(17年度は6名を予定)によるパネルディスカッション。
年1回開催。

・募集期間

開催時期により異なる。

男女共同参画推進のための「トップセミナー」

山梨県企画部県民室男女共同参画課

TEL 055-223-1358

FAX 055-223-1335

メールアドレス danjo@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/danjo/index.html>

① 目的

自治体の首長や企業の経営者など指導的な立場にある方々が、セミナーを通じて男女共同参画について理解を深め、自ら先頭に立ってその実現に取り組むようになることを目的とする。

② 主催

山梨県

③ 共催

山梨労働局、山梨県市長会、山梨県町村会、山梨県中小企業団体中央会、山梨県商工会連合会、山梨県商工会議所連合会、山梨県経営者協会、(財)21世紀職業財団山梨事務所

④ 開催実績

平成10年度から毎年度1回開催

⑤ 開催内容

講演、パネルディスカッション等

⑥ 対象

山梨県市町村長・各業界企業経営者・山梨県市町村議会議長・市町村教育長 等

トップリーダー啓発事業

福岡県生活労働部男女共同参画推進課

TEL 092-643-3391

FAX 092-643-3392

メールアドレス danjo@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

① 目的

男女共同参画社会を実現するためには、各種団体や組織の運営に男女共同参画の視点が反映されることが重要である。そのため、各分野で指導的な立場にある団体の長や事業主等に対し啓発を行い、男女共同参画社会づくりについての理解と各団体における取組の促進を図る。

② 制度の概要

・対象者

県内の職域・教育・地域など、あらゆる分野の団体の長及び事業主等

・制度の内容

各種団体の長や事業主等が集まる総会、研修会等に専門性が高い講師を派遣し、男女共同参画社会に向けた取り組みの現状や必要性について、当該団体に応じた内容の講演を行う。

・募集期間

随時

③ その他特記事項

H16年度実績 31回

(主な対象 商工会議所及び商工会、社会教育委員、公

民館館長、地域の農業委員等)
 H15年度実績 34回
 (主な対象 県経営者協会会員企業、商工会議所常議員、
 県内幼・小・中・養護学校新任校長等)

男女共同参画行政トップセミナー事業

宮崎県地域生活部青少年男女参画課
 TEL 0985-26-7040
 FAX 0985-32-4464
 メールアドレス seishonen-danjo@pref.miyazaki.lg.jp
 ホームページ
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/index/org/chiiki/index_danjo.html

① 目的

行政施策推進の指導的立場にある県及び市町村の幹部職員等を対象とした「トップセミナー」を開催し、もって、男女共同参画に対する理解を深める。

② 制度の概要

・対象者

県及び市町村における幹部職員等

① 県の本庁課長級以上の職員(部(局)長、次長を含む)
 ※知事部局、企業局、教育委員会、警察本部、各種委員会事務局、県議会事務局

② 県の出先機関の長

③ 市町村長(代理の場合は、助役又は収入役)

④ 男女共同参画推進会議担当者

・日時

平成17年10月28日(金) 予定

⑤ その他

男女共同参画担当委員

総務省行政評価局行政相談課(委員班)
 TEL 03[5253]5420
 FAX 03[5253]5426
 メールアドレス kans2066@soumu.go.jp
 ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

① 目的

行政相談委員の中から男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関し中心的な役割を果たす者を男女共同参画担当委員(以下「担当委員」という。)として指名することにより、男女共同参画に関する政府の施策についての苦情の処理に係る機能の充実を図ることを目的とする。

② 制度の概要

・対象者

行政相談委員の中から男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関し中心的な役割を果たす者を行政評価局長が担当委員に指名

・対象事業

担当委員は、次の業務を行う。

- 1 男女共同参画に関する施策についての情報の収集、整理を行うこと
- 2 行政相談委員が開催する男女共同参画に関する研修会の企画に参画すること
- 3 男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催すると

もに、他の行政相談委員が開催する男女共同参画に関する行政相談懇談会について必要な助言を行うこと

4 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について、他の行政相談委員に必要な助言を行うこと

5 地方公共団体が設置する男女共同参画に関する総合的な施設において、定期的に、又は随時に行政相談所を開設すること

6 その他行政相談委員の業務のうち男女共同参画に関すること

③ その他特記事項

「男女共同参画基本計画」(平成12年12月12日閣議決定)において、行政相談委員を含む行政相談制度等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図ることとされており、これを踏まえて、担当委員制度は、平成15年9月に発足したもので、平成17年4月1日現在において122名(男性6名、女性116名)を指名。

男女共同参画の視点で進める地域づくり事業

三重県生活部男女共同参画室
 TEL 059-224-2225
 FAX 059-224-3069
 メールアドレス iris@pref.mie.jp
 ホームページ <http://www.pref.mie.jp/IRIS/>

① 目的

各地域における男女共同参画を推進するため、地域特性を生かした住民の主体的な取組への支援を行い、誰もが主役となって参画・協働することができる地域づくりを促進する。

② 制度の概要

・対象者

住民・事業者・団体・NPO・市町村等

・対象事業

- ・ 男女共同参画意識の普及事業
- ・ 男女共同参画を進める特定課題(子育て、介護、家事分担、DV防止等)

具体的な取組としてはミニ講座、広報誌発行、ワークショップ等

・制度の内容

県内を9つの地域(「生活創造圏」と呼んでいる)に分け、その地域毎に、住民・事業者・団体・NPO等を構成メンバーとする実践組織委員を募集し、実践組織を設置する。その委員会が実施する、地域における男女共同参画推進活動に対して、情報提供や機会づくり、その他必要な支援を県が行う。

・募集期間

実践組織委員の募集期間は県の地域機関である各県民局によって異なる。委員会立ち上げ後は各委員会において事業を進める。

研修に活用できる教材作成

大阪府生活文化部男女共同参画課
 TEL 06-6942-3821
 FAX 06-6944-6648
 メールアドレス danjokiyodo@sbox.pref.osaka.lg.jp
 ホームページ <http://pref.osaka.jp/danjo/>

① 目的